



報道関係者各位

プラスチック資源一括回収実証事業を実施します！

近年、海洋プラスチックごみ問題、気候変動問題等により、プラスチックの資源循環を一層促進する重要性が高まっています。このため、国において、令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立しました。法施行後は、市町村における製品プラスチックも含めたプラスチック資源一括回収が可能となります。

そこで、本市においてもプラスチック資源の一括回収の円滑な実施に向けた検証を行うため、令和4年2月の1ヶ月間、一部地域において、家庭から排出されるプラスチック製容器包装と製品プラスチックを合わせて回収するプラスチック資源一括回収の実証事業を実施します。

記

- 1 目的** プラスチック資源の排出量や組成を把握するとともに、課題の洗い出しや解決手法の検討を行い、効率的な回収システムの構築を目的とします。
- 2 実証内容**
 - ① プラスチック製容器包装用の指定袋で、プラスチック製容器包装と製品プラスチックを一括回収
 - ② 北九州市プラスチック資源化センターで組成調査、選別・圧縮・梱包
 - ③ 再商品化事業者によるリサイクル
- 3 実施時期** 令和4年2月の1ヶ月間
(回収日(毎週火曜日): 2月1日、8日、15日、22日)
- 4 対象地域** 小倉北区霧ヶ丘1丁目～3丁目(約1,800世帯)
- 5 収集品目** 「プラスチック製容器包装」および「製品プラスチック」
【回収する製品プラスチックの例】洗面器、風呂いす、プランター、ハンガー 等

6 検証内容

- 製品プラスチックの排出量や組成
- 市民にとって分別のしやすさの確認および効果的な周知方法
- 北九州市プラスチック資源化センターでの選別体制の見直し
- リチウムイオン電池など不適物混入の状況
- 一括回収に必要な費用

7 スケジュール

令和4年1月	対象地域への周知
2月	実証事業実施
2月～4月	選別施設にて、組成調査、選別・圧縮・梱包 再商品化事業者による処理
3月	アンケート結果とりまとめ